

# 総務建設経済常任委員会会議記録

1. 期日 平成 28 年 12 月 5 日(月) 開会 13 時 30 分  
閉会 14 時 18 分
2. 場所 第 1 委員会室
3. 付議事件
- ①二宮町農業会委員の委員の定数を定める条例の制定について  
(町長提出議案第 56 号)
  - ②二宮町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を  
改正する条例 (町長提出議案第 57 号)
  - ③職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
(町長提出議案第 59 号)
  - ④二宮町税条例の一部を改正する条例(町長提出議案第 60 号)
4. 出席者 野地委員長、善波副委員長、杉崎委員、柳川委員、二宮委員、桑原委員  
二見議長
- 執行者側 ①町長、副町長、都市部長、農業委員会事務局長、農業委員  
会副主幹  
②～③町長、副町長、政策総務部長、総務課長、庶務人事班長  
④町長、副町長、政策総務部長、戸籍税務課長、課税班長
- 傍聴議員 6 名  
一般傍聴者 0 名
5. 経過

## ①二宮町農業委員会の委員の定数を定める条例の制定について (町長提出議案第 56 号)

### <補足説明>

都市部長

それでは説明をする。平成 28 年 4 月 1 日に農業委員の選出方法が従前の公選制を廃止し、農業委員については、市町村長の任命により、また農地利用最適化推進委員については、農業委員会の委嘱により、それぞれ選任することとされた。これに伴い、新たに町の条例で委員の定数を定める必要が生じたことから制定をするものである。今回の法改正では委員の選出については、1 つ目に認定農業者が過半数を占めるようにすることと定められているが、当町では農地面積の要件が 200ha に満たないため、この適用はされない。

2 つ目として、利害関係のない中立者を含めるということと、3 つ目として農業者を組織する団体等に対し、広く推薦を求めることと共に、委員になろうとする者を募集することとされている。委員の定数については、区域内の農業者の数、農地面積、その他の事情を考慮して、政令

で定める基準に従い、条例で定めることと規定されている。また主に、合議体として意思決定を行う農業委員とは別に、農地等の利用の最適化を推進するために、現場活動を行う農地利用最適化推進委員を新設することとされているが、当町においては設置の要件になっている農地面積が基準に達しないため、推進委員を委嘱しなくてもよいとされている。なお、推進委員を委嘱しない農業委員会については、農業委員が推進委員の機能も兼ねることになる。以上のことから、委員の定数については、現在の農業委員の人数は14名であるが、将来の町の情勢も見据え、農業委員会のスリム化を図ることも必要と考え、12名とするものである。今回の改正では、各農業委員会における、農業委員の任期がそれぞれ異なっていることを踏まえ、改正前の施行日、平成28年4月1日以後に任期が満了する農業委員については、現任委員がその任期満了まで引き続き在任し、満了時に新制度に基づき、農業委員を任命する。施行期日については、当町では現任委員の任期満了日が平成29年7月19日になるので、その翌日の平成29年7月20日が施行日となる。説明は以上である。

### <質疑>

桑原

一点だけお聞きする。中立な立場で公正な判断ができる人となっているが、その中に女性とか青年を登用してもいいと思うがいかがか。

農業委員会事務局長

法改正に伴って、女性や青年を積極的に登用することは望まれている。二宮町においても勧めていきたいと思っている。

柳川

先ほど、定数削減の数値について話があったが、現実的に14名で今までやってきた。その中で、2名削減の根拠をもう一度話してほしい。

新しい委員会制度、既に実施している市町村が神奈川県下でもあるが、二宮町はどのような委員会の活動内容になっていくのか。今までと同じなのか、新しいものもあるのか、活用内容を聞きたい。

最後に、公選制の時は、10名が選挙、議会推薦3名、農協から1名の構成になっていたが、今後はどのような構成を考えているのか。

農業委員会事務局長

農業委員会の削減の根拠は、効率的に進めるということでスリム化を図った。農地パトロールで年に1回すべての農地を確認しなければならない。委員数が減少したことにより、パトロールの日数が増加することはやむを得ない。農業従事者の高齢化、後継者不足が懸念される中、今回の法改正に伴って、担い手への農地の利用集積・集約化、遊休農地の発生防止や解消、新規参入の促進等が任意事務から必須になった。

このように、農業委員会の業務が明確にされた。委員の人数が減少することによって、負担が増加することが考えられるが、現状を踏まえた中で、2名減としても滞りなく業務を行えると判断した。

委員構成は、今までは選挙によるものが10名、議会推薦で3名、農協から1名で14名だった。今回の改正で12名になるが、農業者あるいは農業団体からの推薦によるものとなる。他に一般公募もある。

その中に中立の委員も含めなければならないと位置づけられている。

基本的に、12名は農業団体からの推薦、公募という形で構成されることになる。

柳川

農業委員の農地パトロール、これは大変な事業だと認識している。たしか、農地基本台帳の作成が年末年始の時期にある。業務が忙しいのに、2名減ることが大丈夫なのかというのがある。

担い手が不足しているが、新規の農業参入者となると、今までお勤めになっていたかただが、そのような人が増えてくるといいと思うが、農業委員会としては、どのように考えているのか気になる。

以前、女性の農業委員を誕生させたい気持ちがあり、色々と模索したが難しく上手くいかなかった。今回は、農業従事者の女性農業委員の可能性があるのかどうか。

農業委員会事務局長

新規就農の状況は、9月の補正予算でもあったが、法人化を進める有機栽培農家があり、少しずつだが増えてきている。農業委員会としては、荒れた農地を増やさないためにも、新規就農者が参画し、農地を効率的かつ有効に活用してほしい。

女性登用については、年が明けたら、生産組合長等、地域に出向いて法改正による推薦について説明をする際に、女性登用についてもあわせて行いたい。

柳川

新しい制度の中で、生産組合を活用するのかどうか。

農業委員会事務局長

農業者の団体から推薦を求めることになるので、各生産組合長から推薦をいただこうと考えている。

杉崎

農業委員会の設置義務がないと説明があったが、廃止の議論をしたかどうか。

農業委員会事務局長

今回の法改正で、農業委員会の必置義務が無くなったのではないため、新たに廃止の議論はしていない。

杉崎

推薦は何人、公募は何人と決まっているのかどうか。

また、中立の委員が必要とのことだが、中立とはどのように誰が判断するのか。

農業委員会事務局長

公募の人数は、広く色々なかたから選出を求めなければならないので、人数を定めるべきではないというのが法律の趣旨である。最終的に定員を超過することになれば、選考委員会を開いて選ぶ形になる。

中立とは、公募、推薦を問わず、12名の中に含まれていなければならないとしている。中立の定義は、利害関係を有しないもの、例えば、農林水産省の資料では会社員、商工業者、消費者団体関係者、教育関

係者などで農業に従事していない広範なものとしている。農地を所有していない、農業者ではないかたのことである。

都市部長

補足である。これまでの委員の構成は、町の選挙で10名、議会推薦は3名、農協推薦は1名。法改正によって、定数全体で12名、その中に認定農業者の過半数は必要ない。利害の関係のない中立者を入れる。農業者の団体から広く推薦するか、公募を行ってくださいというものである。それぞれの枠は無い。

杉崎

そうすると、全員公募になってしまうこともありうる。委員の任期は、3年のままであるのか。

農業委員会事務局長

任期は3年で変わらない。

野地

12名の内訳は、推薦0名、公募が全部。その逆でもいいのか確認する。  
二宮町は農業委員会の設置義務はないが、農業委員会は毎年度300万円以上の予算を使っている。もし、農業委員会が無くなった場合にどれだけの負担が生じるのか、農業が継続できないということがあるのかどうか。

農業委員会事務局長

最初の質問は、その通りである。  
農家台帳の整理で農家を巡回する。農地パトロールで農地の全筆を確認しなければならないので、そのような業務をすべて職員が行わなければならない。許認可も含めて、そのようなことは現状では考えられないことである。

休憩 13時45分

(傍聴議員の質疑：なし)

再開 13時45分

## <討論>

柳川

農業の新規参入という話があったが、二宮町の農家は非常に高齢化している。このような中、農地が荒れている。ましてや、イノシシ、シカなどの鳥獣被害が多くなっている。相模原ではもう民家のところに出ている。そのうち、百合が丘、緑が丘、吾妻山に出てもおかしくないような状況になりつつある。農地のパトロールをしながら、その場所をどうやって使っていくのか、耕作放棄地の解消をしていくのかを考えていかなければならない。事務局だけでは、到底できないので、農業委員に活躍していただきたい。この件に関して賛成する。

## <採決>

委員長

それでは議案第56号を採決する。議案第56号を原案のとおり可決とすることに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手全員)

挙手全員である。  
よって議案第 56 号は可決と決定する。以上で議案第 56 号の審査を終了する。

---

**②二宮町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例**  
(町長提出議案第 57 号)

**<補足説明>**

なし

**<質疑>**

二宮 任期付職員のことを教えてほしい。現在町では何名いるのか。

庶務人事班長 こちらの条例に関する任期付職員については、高度な専門的な知識を優れた見識を有するものだが、今現在、この条例に基づく職員は在籍していない。しかし、育児休業の代替として、保育士を 2 名採用している。

二宮 そうすると、資料に 371,000 円を 372,000 円にと金額が記入してあるのは一例としてなのか。

総務課長 もう一度、任期付職員のことを整理して説明する。条例の中で、4 種類の任期付職員が位置づけされている。まずは、高度な専門知識を有する特定任期付職員、一般任期付職員、任期付職員、任期付短時間職員がある。今回、条例改正を行うのは、特定任期付職員で、当町では採用していないが、弁護士、公認会計士などのように非常に高度な知識を有するかたを採用する際にこの区分を使用する。こちらの条例で給料、手当が決まっているのは、特定任期付職員だけである。一般任期付職員、任期付職員は、町の常勤職員の給料条例が準用される。今回、条例改正を行う部分は、特定任期付職員の給料額、手当を改正するものである。

先ほど、在任しているのは 2 名と言ったのは、3 つ目の任期付職員の区分で、保育士を採用していることである。

二宮 国で変わるから、町でもいざという時に計上するというものであるということだ。

休憩 13 時 50 分

(傍聴議員の質疑：なし)

再開 13 時 50 分

**<討論>**

なし

**<採決>**

委員長 それでは議案第 57 号を採決する。議案第 57 号を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手全員)

挙手全員である。よって議案第 57 号は可決と決定する。以上で議案第 57 号の審査を終了する。

---

### ③職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(町長提出議案第 59 号)

#### <補足説明>

なし

#### <質疑>

杉崎

本会議の説明ではよくわからなかったが、要するに人事院勧告(以下、人勧)があったから、この資料の表のとおり給料を上げるということか。

庶務人事班長

人勧による、上げ改定ということである。

議長

この改定によって、職員全体を上げたときの影響額は。

庶務人事班長

今回の改定の影響額は、約 1,040 万円である。

議長

この影響額が二宮町の財政に響くかどうか。人勧ということでしたしかたないとは思いますが、担当課はどう思っているのか

総務課長

人勧による影響額は、1,000 万円ほどあるが、先般の補正予算の時にお話したとおり、諸手当を含めて、減額分もあるので、全くの純増ということではない。

人勧ということで、国に準じた取り組みというところで行っていきたい。

休憩 13 時 55 分

(傍聴議員の質疑：渡辺、添田 各議員)

再開 14 時 05 分

#### <討論>

なし

#### <採決>

委員長

それでは議案第 59 号を採決する。議案第 59 号を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手全員)

挙手全員である。よって議案第 59 号は可決と決定する。以上で議案第 59 号の審査を終了する。

---

### ④二宮町税条例の一部を改正する条例(町長提出議案第 60 号)

#### <補足説明>

政策総務部長

先般の本会議でも条例案文を説明したが、内容的に分かりづらい部分もあるので、本日配付している資料で説明をする。今回の税条例の改正は「わがまち特例」の導入と「軽自動車税におけるグリーン化特例」の延長の 2 点である。課長より説明をする。

戸籍税務課長 資料に基づき説明(二宮町税条例改正の概要)

**<質疑>**

杉崎 軽自動車税は町の収入になるが、減額した分を国は見てくれるのか。措置をしてくれるのか。

戸籍税務課長 特段、そのようなことはない。前回、税率改正の際に、重課税が始まっており、初年度登録から13年を経過すると倍近くになる。

柳川 発電の方だが、二宮町で関係してくるのは、太陽光発電だと思う。家庭用のものは、どのくらい差がでるのか。

課税班長 わがまち特例は来年度から実施となるが、この法律自体は、この制度がある。28年度現在、二宮町では3件ある。場所を具体的に言うとファミリーマート釜野店、二宮中学校南側の設備、中里。

3件の合計で軽減を受けている金額は、32万6千円。なお、償却資産になるので、事業者からの償却資産の申告によるものである。

休憩 14時15分

(傍聴議員の質疑：渡辺議員)

再開 14時17分

**<討論>**

なし

**<採決>**

委員長 それでは議案第60号を採決する。議案第60号を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手全員)

挙手全員である。よって議案第60号は可決と決定する。以上で議案第60号の審査を終了する。

これをもって、当委員会に付託された案件の審査を終了する。ご苦労様でした。

閉会 14時18分